

**第25期小山市農業委員会  
第2回総会議事録**

令和5年7月25日

1. 開催日時 令和5年7月25日（火）午後1時30分から午後2時10分

2. 開催場所 小山市役所6階 大会議室

3. 出席委員 18人

会長 19番 大塚 稔（議長）

1番 保坂 健司

2番 篠原 和香子

3番 篠崎 巖

4番 永嶋 朋子

5番 鶴見 礼夫

6番 田口 正剛

7番 玉野 一雄

8番 寺田 仁一

9番 黒崎 照男

10番 本橋 信男

11番 舘野 強志

12番 菅沼 正治

13番 杉山 力

14番 山口 誠英

15番 山本 光康

17番 野原 重雄

18番 柏瀬 勝彦

欠席委員 1人

16番 石川 政道

#### 4. 付議事件

- 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 議案第3号 非農地証明願について
- 議案第4号 農用地利用集積計画（利用権設定等促進事業）の決定について
- 議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律による農用地利用集積等促進計画案について  
（再配分）

- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書について
- 報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の事務局長専決処理案件について
- 報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の事務局長専決処理案件について

#### 5. 農業委員会事務局職員

	事務局長	高橋	信雄
農地調整係	係長	高山	芳雄
	主査	金澤	卓哉
	主事	渡辺	駿介
農地利用最適化推進係	係長	中村	俊也
	主査	田熊	友裕

事務局 　　ただいまより、第2回総会を開会いたします。総会開会にあたり、出席委員数をご報告申し上げます。ただいまの出席委員数は18名であります。農業委員会法第27条第3項の規定により過半数を超えておりますので、総会は成立いたします。開会に先立ちまして、大塚会長にご挨拶をお願いいたします。

会　長　　（会長挨拶）

事務局 　　ありがとうございました。小山市農業委員会総会規則第5条により、総会議長は会長が務めることになっておりますので、大塚会長にこれよりの議事進行をお願いいたします。

議　長　　それでは、お手元の議事日程に基づきまして、議事を進行していきたいと思っております。始めに、議事録署名人の選出を行いたいと思っております。いかように選出したらよろしいかお諮りします。

（議長一任との声あり）

議　長　　それでは、1番保坂健司委員、18番柏瀬勝彦委員を議事録署名人に任命いたします。よろしくをお願いいたします。

　　なお、会議の書記につきましては、農業委員会事務局の金澤主査を指名いたします。

　　それでは議事に入ります。

　　議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」、事務局の説明を求めます。

事務局 　　議案第1号 農地法第3条農地等の権利移動に関する許可申請につきまして、ご説明を申し上げます。

　　議案書の2ページ、別紙位置図1ページをご覧ください。

　　今回は、2件の申請がございました。

　　まず、番号1番につきまして、ご説明申し上げます。

　　こちらは賃借権設定に関する案件でございます。

　　対象農地は　：田1筆　面積　3,113㎡

　　権利取得後の経営面積は　：　88a

　　農機具等の保有状況は：トラクター、管理機、動噴機を所有しており

　　労働力は：　4人

　　申請地は、自宅から4kmのところに位置する農地です。

　　農地10a当たりの賃料は　：　1万2千円

　　以上が1番でございます。

続きまして、番号2番につきまして、ご説明申し上げます。  
こちらは売買による所有権移転に関する案件でございます。  
対象農地は：田2筆 面積 3,513㎡  
権利取得後の経営面積は：88a  
農機具等の保有状況は：トラクター、管理機、動噴機を所有しており  
労働力は：4人  
申請地は、自宅から3kmのところにある農地です。  
農地10a当たりの対価は：57万円です。  
以上が2番でございます。

以上、2件の案件につきまして、受け人の農業機械・労働力・技術・通作距離等に問題がなく、農地法第3条第2項各号の不許可要件には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると思われま。また、受付後、申請書類及び添付書類を点検・補正し、現地調査を行うなどしましたところ、問題はございませんでした。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長 ただいま、事務局より説明がありましたが、引き続き、地元委員の補足説明をお願いいたします。

13番 番号1番と2番について、併せて補足説明をさせていただきます。

私も申請人や申請地について調査をしました。

渡し人は農地の管理に苦慮しており、以前より農地の処分を検討していました。以前より申請地で耕作していた受け人に相談したところ、賃貸借及び売買で話がまとまったため、今回の申請に及んだものです。

農地の売買価格について理由を調べたところ、イチゴハウス4棟の価格を含んでいることを確認しました。

その他、事務局の説明のとおり相違なく、許可することが相当と思われま。ので、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長 ただいま、地元委員からの補足説明がありました。これより、質疑を行います。質疑のある方は、順次、発言願います。

1番 受け人はハウス4棟をすべて使うことができるのでしょうか？

事務局 申請書で農業機械や農業経験等を有していることを審査しており、農地を適切に耕作できる農業者であることを確認しております。

14番 ハウス込みの売買価格が議案書に示されているが、議案書の売買価格は農地のみの価格を示

していただきたい。

事務局 今後、対価の表示の仕方については検討いたします。

議長 他に、質疑はありませんか。

(特になし)

議長 これにて、質疑を終了します。これより、採決を行います。

議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声あり)

議長 「異議なし」と認め、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」、原案のとおり可決いたします。

次に、議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請につきまして、ご説明を申し上げます。

議案書3ページ、別紙位置図2ページでございます。

今回は、3件の申請がございました。7月14日に24期25期継続委員の方と事務局で現地確認を実施いたしました。

それでは、番号1番をご覧ください。

転用の目的は、一般住宅でございます。

転用しようとする土地は、畑1筆 面積262㎡。

申請の理由ですが、申請人は現在実家にて両親と暮らしています。子供の成長に伴い、将来を見据え自己用住宅の建築を計画しました。申請地は実家に隣接しており、農業の手伝いや、将来の両親の介護することを見据え適地であり、今回の申請に至ったとのこと。

申請地は10ヘクタール以上の広がりのある一団の農地で、農地区分は第1種農地と考えられますが、既存集落からしみ出し的に行われる転用であり、第1種農地の不許可の例外に該当すると考えられます。

他法令につきましては、都市計画法、農振法、土地改良、盛土条例、いずれも支障なし。取水は市水道、排水は農業集落排水に接続。雨水は敷地内自然浸透。

周辺の隣地状況ですが、北側は道路、西側は畑、南側は宅地、東側は水路。周囲に植栽を設け、周辺農地へ影響が出ないようにするとのこと。

資金計画につきましては、事業費3,500万円で、融資と自己資金で賄うとのこと、融

資証明書・残高証明書が添付されております。

以上が1番でございます。

続きまして、番号2番をご覧ください。

転用の目的は、一般住宅でございます。

転用しようとする土地は、畑1筆、面積400㎡。

申請の理由ですが、申請人は市内の祖母宅で子ども二人と暮らしています。子どもの成長に伴い、将来を見据え自己用住宅の建築を計画しました。申請地は実家に隣接しており、将来の両親の介護することを見据え適地であり、今回の申請に至ったとのこと。

申請地は宅地雑種地に囲まれた小集団の農地で、農地区分は第2種農地と考えられます。

他法令につきましては、都市計画法、農振法、土地改良、盛土条例、いずれも支障なし。

取水は市水道、排水は合併浄化槽処理後に宅内処理。雨水は敷地内自然浸透。

周辺の隣地状況ですが、北側は宅地、西・南側は畑・東側は道路。生垣を設け、周辺農地へ影響が出ないようにすることです。

資金計画につきましては、全体事業費4,150万円で、融資と自己資金で賄うとのこと、融資証明書・残高証明書が添付されております。

以上が2番でございます。

続きまして、番号3番をご覧ください。

転用の目的は、一般住宅でございます。

転用しようとする土地は、畑3筆、面積458.89㎡。

受け人は現在社宅に居住しておりますが、将来を見据え、自己用住宅の建築を計画し、住みやすく通勤の利便性が良い土地を探したところ、申請地が適地であり、今回の申請に及んだとのこと。

申請地は宅地雑種地に囲まれた小集団の農地で、農地区分は第2種農地と考えられます。

他法令につきましては、都市計画法、農振法、土地改良、盛土条例、いずれも支障なし。

取水は市水道、排水は合併浄化槽処理後水路へ放流とのことで、国分寺土地改良区からの同意を得ております。雨水は敷地内自然浸透。

周辺の隣地状況ですが、南側は道路、東側は畑、北・西側は宅地。農地との間にはフェンスを設置して影響が出ないようにすることです。

資金計画につきましては全体事業費5,340万円で、融資で賄うとのことで、融資証明書が添付されております。

以上が3番でございます。

以上3件につきまして、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長

ただいま、事務局より説明がありましたが、引き続き、地元委員の補足説明をお願いいたします。

- 17番 番号1番について、補足説明いたします。  
この件に関しまして、私も申請地の現地調査や関係者から事情を伺いました。  
受け人は、現在実家に妻と子どもの4人で生活しておりますが、子どもの成長により手狭になるため、自己用住宅の建築を計画しました。申請地は実家の隣にあり、将来の親の介護に都合が良いため、建築地に適しており、申請に至ったとのこと。  
只今の事務局の説明のとおり相違なく、許可することが相当と思われ、ご審議のほど、よろしく願いいたします。
- 10番 続きまして、番号2番について、補足説明いたします。  
受け人は、現在市内の祖母宅に子ども2人と3人で生活しておりますが、子どもの成長により手狭になるため、自己用住宅の建築を計画しました。申請地は実家の隣にあり、将来の親の介護に都合が良いため、建築地に適しており、申請に至ったとのこと。  
只今の事務局説明のとおり相違なく、許可することが相当と思われ、ご審議のほど、よろしく願いいたします。
- 議長 番号3番について、担当の委員が欠席のため、説明は省略します。  
ただいま、地元委員からの補足説明がありました。これより、質疑を行います。質疑のある方は、順次、発言願います。他に、ご意見、ご異議はございませんか。  
  
(特になし)
- 議長 これにて、質疑を終了します。これより、採決を行います。  
議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。  
  
(異議なしとの声あり)
- 議長 「異議なし」と認め、議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、原案のとおり可決いたします。  
次に、議案第3号「非農地証明願について」、事務局の説明を求めます。
- 事務局 議案第3号 非農地証明願について、ご説明申し上げます。  
議案書4ページ、別紙位置図3ページでございます。  
今回は、1件の申請がございました。7月14日に24期25期継続委員の方と事務局で現地確認を実施いたしました。
- 事務局 それでは、番号1番をご覧ください。



願出地は、畑2筆、面積633㎡。

願出の理由ですが、願出地は昭和60年頃から宅地として利用されてきました。相続登記をする際に調査を行ったところ願出地が農地であることが判明したため、今回の願出に至りました。

願出地は、空中写真により、少なくとも30年以上宅地として使用されてきたことを確認しております。

以上が1番でございます。

以上1件につきまして、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長       ただいま、事務局より説明がありましたが、引き続き、地元委員の補足説明をお願いいたします。

13番       番号1番について、補足説明いたします。

この件に関しまして、私も願出地の現地調査や関係者から事情を伺いました。

願出地は、昭和30年ごろから願出人の住宅として利用されてきました。住宅建築のため土地の調査を行ったところ、願出地が農地であることが判明したため、今回の願出に及んだとのこと。

ただいまの事務局説明のとおり相違なく、非農地で証明してやむを得ないものと思われま  
す。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長       これより、質疑を行います。質疑のある方は、順次、発言願います。他に、ご意見、ご異議  
はございませんか。

(特になし)

議 長       これにて、質疑を終了します。これより、採決を行います。

議案第3号「非農地証明願について」、原案のとおり決することに、ご異議ございませ  
んか。

(異議なしとの声あり)

議 長       「異議なし」と認め議案第3号「非農地証明願について」、原案のとおり可決いたします。

次に、議案第4号「農用地利用集積計画（利用権設定等促進事業）の決定について」、事務  
局の説明を求めます。

事務局       (議案書の内容を読み上げる)

議 長 これより、質疑を行います。質疑のある方は、順次、発言願います。他に、ご意見、ご異議はございませんか。

(特になし)

議 長 これにて、質疑を終了します。これより、採決を行います。  
議案第4号「農用地利用集積計画（利用権設定等促進事業）の決定について」、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声あり)

議 長 「異議なし」と認め議案第4号「農用地利用集積計画（利用権設定等促進事業）の決定について」、原案のとおり可決いたします。

次に、議案第5号「農地中間管理事業の推進に関する法律による農用地利用集積等促進計画案について（再配分）」、について事務局の説明を求めます。

事務局 (議案書の内容を読み上げる)

議 長 これより、質疑を行います。質疑のある方は、順次、発言願います。他に、ご意見、ご異議はございませんか。

14番 権利設定期間については、農地に元々設定されていた貸借期間の残りを設定しているということで間違いはないでしょうか。

事務局 間違いありません。  
再設定では、以前の契約の期間を引き継ぐ形となります。

議 長 他に、質疑はありませんか。

(特になし)

議 長 これにて、質疑を終了します。これより、採決を行います。  
議案第5号「農地中間管理事業の推進に関する法律による農用地利用集積等促進計画案について（再配分）」、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声あり)

議 長 「異議なし」と認め議案第5号「農地中間管理事業の推進に関する法律による農用地利用集

積等促進計画案について（再配分）」、原案のとおり可決いたします。

次に、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知書について」、事務局の説明を求めます。

事務局 （報告書の内容を読み上げる）

議長 次に、報告第2号「農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の事務局長専決処理案件について」及び、報告第3号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の事務局長専決処理案件について」、事務局の説明を求めます。

事務局 （報告書の内容を読み上げる）

議長 以上で、本日の議題・報告はすべて終了いたしました。  
以上をもちまして、第2回総会を閉会いたします。